

【別表】

指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

法第25条の11第1項又は条例第26条第3項に該当する指定業者について、次の区分に従い処分を行う。

1. 指定の取消し
指定の要件を欠くに至ったとき、又は、違反行為が故意かつ悪質なものと認められるとき、又は重過失と認められるとき。
2. 指定の効力の停止(停止6箇月以内)
違反行為が故意又は重過失によるものであるが、指定の取消しを留保する情状酌量すべき特段の事由があるとき。

(令和4年3月1日 改正)

違反項目	根拠条文	関係法令条文		違反内容	処分内容
指定要件違反	第25条の11 第1項第1号	第25条の3 第1項第1号	施行規則第21条	1.事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	取 消 し
		第1項第2号	施行規則第20条	2.厚生省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	取 消 し
		第1項第3号イ		3.精神の機能障害により給水装置工事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。	取 消 し
		第1項第3号ロ		4. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。	取 消 し
		第1項第3号ハ		5.水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	取 消 し
		第1項第3号ニ		6.指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	取 消 し
		第1項第3号ホ		7.業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。 ①無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。 ②道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。 ③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。 ④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。 ⑤警告に従わないとき。 ⑥その他の違反行為 (主として管理者の承認を受けないで工事を施行したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき。)	停止1～6月 停止1～6月 停止1～3月 停止3～6月 停止1～3月 停止1～6月
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	第25条の11 第1項第2号	第25条の4 第1項及び第2項	施行規則第21条 第1項及び第2項	1.給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	取 消 し
			第3項	2.給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	取 消 し
届出義務違反	第25条の11 第1項第3号	第25条の7	施行規則第34条	1.事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	取 消 し
			施行規則第35条	2.休止届、廃止届、再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	取 消 し
事業の運営基準違反	第25条の11 第1項第4号	第25条の8	施行規則第36条 第1号	1.給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	停止1月
			第2号	2.配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	停止1月
			第3号	3.管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	停止3～6月
			第5号イ	4.水道法施行令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。 (令第5条:給水装置の構造及び材質の基準)	停止3～6月
			第5号ロ	5.給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	停止1～3月
			第6号	6.指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	停止1～3月
工事施行に関する義務違反	第25条の11 第1項第5号	第25条の9		1.給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。	停止1～3月
	第6号	第25条の10		2.給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	停止1～3月
	第7号			3.施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大いとき。	停止3～6月
不正申請	第25条の11 第1項第8号			1.不正の手段により指定業者として指定を受けたとき。	取 消 し